◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第516号（R1.8.9）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝4件（8月2日～8月8日分）
(1)乗合バスの車内事故
(2)法人タクシーの衝突事故
(3)法人タクシーの転落事故
(4)大型トラックの酒気帯び衝突事故

2.トピック
(1)「交通事故被害者・犯罪被害者等支援フォーラム」参加者を募集します【中部運輸局発】（新着情報）
(2)事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について
(3)運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査～今年度も覆面添乗調査を実施～
(4)夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について
(5)貸切バス事業者が交付する運送引受書の記載事項が変わります。

◇◇◇

(3)法人タクシーの転落事故
8月8日（木）午前10時00分頃、山口県において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、登り坂にて急加速し、民家の敷地を横切ってフェンスを破り、約6m下の公園に転落した。
この事故により、当該タクシー運転者が軽傷を負った。

(4)大型トラックの酒気帯び衝突事故
8月5日（月）午前3時19分頃、山梨県の国道において、長野県に営業所を置く大型トラックが運行中、道路左側のガードレール等に衝突した。
この事故による負傷者はなし。
事故後の警察による調べにより、当該大型トラック運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。

上記4件の死傷者数計：死亡1名、重傷1名、軽傷3名（速報値）

◇◇◇

③講演：福井県の犯罪被害者等支援について
講師：福井県安全環境部県民安全課
④講演：交通事故における警察の被害者等支援について
講師：福井県警察本部交通部交通指導課
⑤講演：公共交通事故被害者等支援の現状
講師：中部運輸局交通政策部消費者行政・情報課

４．募集　約１２０名（事前申込制）

５．申込　下記ＵＲＬの「申込書」に必要事項をご記入の上、申込先にメール又はＦＡＸにてお送り下さい。

ご案内、申込書（URL）
http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/forum/syougyou_forum_index.html

６．期日　８月１９日（月）まで

---

(2)事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について
（配信日：R1.8.2）

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたします。

○　特別重要調査対象
・大型トラクタ・バンセミトレーラの衝突事故（大阪市平野区）
○　重要調査対象
・大型トラックの衝突事故（愛知県岡崎市）
・大型トラックの衝突事故（長崎県佐世保市）
・大型乗合バスの衝突事故（兵庫県神戸市）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000385.html

---

(3) 運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査～今年度も覆面添乗調査を実施～
（配信日：R1.8.2）

国土交通省では、民間の調査員に一般の利用者として貸切バスに乗車してもらい、運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査しています。
今年度も、夏季の多客期から秋季の行楽期において実施します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000384.html

---

(4) 夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について
（配信日：R1.7.19）

夏期の多客期（令和元年7月20日～9月1日）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等への多数の人出が予想されること等から、自動車運送事業関係者の皆様におかれましては、行事、催物等多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットを狙ったテロ事案が発生していることに留意し、改めて夏期の多客期等において、交通機関、交通関係施設及び人出が予想される施設等を中心に、テロ対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

---

(5) 貸切バス事業者が交付する運送引受書の記載事項が変わります。
（配信日：R1.7.12）

国土交通省は、貸切バス事業者が旅行業者に対して、安全コストが阻害されている疑いのある手数料等の支払いにより、適正な運賃を収受できない場合について、旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の調査体制の強化や取引の明確化により、旅行業界・バス業界における取引環境の適正化に向けた対策の強化に取り組んでいます。

このたび、関連する規則等を改正し、令和元年8月1日以降に交付する運送引受書に手数料等の額を記載することが義務付けられることになりました。
手数料等により貸切バス事業者の安全コストが阻害されている場合は、運賃の割戻し違反として、貸切バス事業者及び旅行業者ともに行政処分の対象となりますので、手数料等を支払う場合は、各社毎の安全コストを踏まえた金額となるように設定をお願い致します。

改正を踏まえた運送引受書の参考様式等については、以下のサイトに掲載していますので、ご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000092.html

◇◇◇

よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）
＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）
・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）
＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆